

平成28年度

予算編成方針

(示 達)

東 海 村

平成27年10月27日

職員各位

村長

平成28年度予算編成方針

今年3月に、本村は60周年の節目を迎えたところであり、今年度は、記念事業を通してこれまでの歩みを振り返ってきましたが、一方では、新たな時代に向けて更なる発展が期待されているところでもあります。

日本は、既に人口減少社会に突入しています。本村においても、将来的には少子化の影響を免れることは出来ません。全国的にも、全ての自治体が、「まち・ひと・しごと創生」に基づく人口ビジョンと総合戦略の策定作業を進めており、各自治体の知恵と本気度が試されています。本村の特徴や地域資源を活かしながら、「将来にわたって活力あるまちづくり」を実現していくためには、より積極的な施策を展開していく必要があります。

こうした中で、平成28年度予算の編成にあたっては、職員一人ひとりの創意工夫のもと、以下の視点に留意して大胆な施策立案に取り組んでもらいたい。

記

第1 基本的な考え方

(1) 「まち・ひと・しごと創生」総合戦略の推進

本村の総合戦略は、今月末に策定される予定となっており、本格的な少子化対策がスタートすることになります。これまでと違った視点で取り組むべき施策が掲げられており、戦略を推進していくうえでは、従来型の発想を飛び越えた大胆な取り組みが必要となってくると思われます。

特に、若手職員には、自分に置き換えて、若い世代が希望の持てる社会を実現するために、今何が求められているのかを十分に考えながら、真に実効性の高い施策立案に努めるものとする。

(2) 第5次総合計画後期基本計画の推進

一方、本村のまちづくりのベースとなっている総合計画は、来年度から後期基本計画がスタートします。各分野で取り組むべき政策・施策等の方向性が示

されており、着実に推進していかなければなりません。特に初年度の取り組みが大事であり、村民へのメッセージとなるような施策立案に努めるものとする。

なお、今回の基本計画は簡素なビジョン型とし、具体化を「実施計画」に委ねたことから、予算編成作業においても十分配慮しながら、「実施計画」を充実させていくこととする。

(3) 全体を俯瞰して考えること

住民ニーズが多様化・複雑化している中で、対策等が「近視眼的」「対症療法的」になる傾向があることから、一歩引いて、又は一段高いところから全体を俯瞰して熟考を重ねるように努めるものとする。

特に、管理職においては、担当部署のみならず、全局的な方針や村全体の動向に留意しながら、積極的なリーダーシップを発揮することを期待する。

第2 施策立案にあたってのポイント

既に、実施計画策定方針の中で、「スクラップ＆ビルトの徹底」「外部資金の積極的な活用」「次世代への投資」という3点を大事な視点として指示しているところであるが、さらに次の点についても留意するものとする。

(1) 新規・重点事業の立案

我々が様々な行政サービスを展開していくうえでは、先進的な自治体のケースを参考にする場合が多いものと思われる。真似をすることは否定しないが、本村の状況に合わせた手法や内容を吟味しながら、事業実施後の展開をイメージできることが必要である。「何を・誰に・どのように・いつまで」実施すれば効果が発現するのかを想定できなければ説得力を持たない。

各自のアイデアを思う存分発揮してもらいたい！

(2) 継続事業の見直し

法律・条例等に基づく事業は、単なる継続事業として予算計上されていることもあると思われる。但し、ルールに基づく制度等であっても、事業効果は検証しなければならない。「限られた財源を効果的に活用する」という考え方を常に意識していかなければ見直しはできない。

各自の「変える」勇気に期待したい！

第3 職員への期待

予算編成作業は、これからです。平成28年度に「実施すべき施策」を改めて、職員の皆さんに投げかけたいと思います。各自が何をすべきか？積極果敢に取り組むことを期待します!!

予算要求に関する基本的事項

1 予算要求に関する総括事項

(1) 財政状況

- ① 平成26年度一般会計の歳出決算額は、前年度と比較し約40億円の増となり、また、歳入については、固定資産税や基金繰入金の増などにより約34億円増加している。
- ② 財政の弾力性を示す経常収支比率は、固定資産税の増などにより平成26年度決算では75.9%となり、前年度比12.7ポイントの減少と一時的に改善された。しかし、将来的には、経常経費の高止まりから財政の硬直化が懸念されており、本村の財政状況は依然として厳しい状況にある。
- ③ 平成28年度概算要求においては、既定経費に対して平成27年度当初予算をベースとして一定のシーリングにより要求上限額を設定したところであるが、一般財源については村税等の減収が見込まれている一方で、臨時的な経費として、土地区画整理事業等の大規模事業や多くの学校施設・公共施設等の改修等が予定されており、現状で歳入見込額を超過している状況にある。このため、平成28年度の予算編成では、引き続き経常経費の抑制や事業の見直し等を行う必要がある。

(2) 基本方針

- ① 平成28年度予算編成にあたっては、現在の財政状況を踏まえた上で、各部においては、あくまで歳入ありきの歳出予算だということを強く意識すること。
- ② 平成28年度においても包括予算制度を活用し、平成28年度概算要求における歳入のうち一般財源を各部に配分する。
- ③ 部内における配分額の調整は、部局長・課室長の主導で横断的な事業の見直しを図り、事業の選択と集中により優先度に応じた自立的な予算編成に努めること。特に不足財源については、既存事業の徹底した見直しや新たな国県補助金の活用等により財源の確保を図り、配分額内の予算要求を行うこと。

(3) 予算要求の原則

- ① 総計予算主義の原則に基づく年間総合予算により見積りを行うものとし、年度途中における補正予算は、予算編成過程で特に協議したもののか、法令及び制度の改正や緊急性の高いものについてのみ行うものとする。
- ② 予算単年度主義の原則に基づき、単年度で消化できる規模の予算要求とすること。近年、繰越事業となるケースが増えてるので留意すること。
- ③ 例年、当初予算計上額に対し多額の決算乖離が生じている事業については、要因を分析し、見積手法の見直しなどにより是正に努めること。

(4) 包括予算制度

- ① 平成28年度当初予算の概算要求における歳出は約218億円に対し、東海村中期財政計画に基づく財源手当を見込んだ歳入が約204億円であるため約14億円の歳出超過となっているが、持続可能な財政運営の観点から、歳入の範囲内で歳出予算を編成することとする。
- ② 各部への配分額は、歳入のうち、一般財源分45億2,375万5千円（枠内配分額）、及び枠外予算として協議した経費のみに充当できる一般財源88億1,144万9千円（枠外配分額）とし、詳細については、「平成28年度予算編成に関する具体的な事項について」（平成27年10月27日付け企画経営課長通知）及び別途各部に配布する資料を参照すること。
- ③ 各部の予算要求額が上記②による配分額の範囲内となるよう、部内調整をしたうえで予算要求を行うこと。

(5) 村民ニーズの適切な反映

議会において議決、採択された請願、陳情、その他指摘事項及び要望事項や村民からの要望については、その内容を十分に検討・精査すること。

(6) 環境への配慮

予算要求にあたっては、環境基本計画等との整合性を図り、環境への配慮に努めること。

2 歳入に関する事項

予算要求書の作成にあたっては、国の政策動向を見極めたうえで積算を正確に行い、安易に前年度と同額を計上することのないよう留意すること。

(1) 村税

- ① 自主財源の根幹をなすものであり、重要な財源であるとの認識のもと、課税の均衡、負担の公平を期すとともに、課税客体の的確な把握及び徴収率の向上により一層努めること。
- ② 予定される税制改正等の動向による村税収入への影響を適切に予算へ反映させること。

(2) 分担金及び負担金、使用料及び手数料等

- ① 徴収基準に基づく適切な負担の確保を図るとともに、公平な受益者負担の観点から、増額及び新たな負担金等の徴収を検討すること。
- ② 消費税の引上げに伴う料金等の改定について、十分に検討すること。

(3) 国県支出金

- ① 積極的に補助制度を活用すること。ただし、村負担を伴う事業における国県支出金については、補助事業であっても事業精査の対象とすること。
- ② 国県の財政再建プランによる補助金の削減等、国県の動向に注視し、十分精査のうえ慎重に見積もること。

(4) 基金

- ① 歳入確保の観点から、安全性に配慮し、積極的に運用を図ること。
- ② 利子収入については、会計課と調整のうえ計上すること。

(5) その他

歳入要求の詳細については、「平成28年度予算編成に関する具体的な事項について」(平成27年10月27日付け企画経営課長通知)を参照すること。

3 歳出に関する事項

予算要求書の作成にあたっては、見積書を徴すことや、過去の決算額を考慮するなどして積算を正確に行い、過大見積もりを避けること。

(1) 人件費等

- ① 以下の経費は、人事課に予算を一括配分するものとする。なお、予算の計上は、「非常勤・臨時職員ヒアリング調書」に基づき、人事課との調整を行った経費について、企画経営課で一括して行うものとする。
 - ・非常勤職員報酬（人事課にて任用管理するもののみ）※③の委員報酬等を除く
 - ・給料
 - ・職員手当
 - ・共済費
 - ・賃金
 - ・費用弁償（人事課にて任用管理するものに係る交通費相当額のみ）
- ② 職員給与費は、平成27年1月1日現在の現員現給を基礎とするが、退職予定者及び新規採用予定者についても考慮したうえで、適切に見積もること。また、給与改定率については、近年の動向を踏まえて慎重に検討すること。
- ③ 各部において予算要求する委員報酬等については、委員会の開催回数等について十分精査すること。

(2) 旅費

- ① 指定地域に旅行する場合は、日当は計上しないこと。

- ② 他団体等が主催する視察研修及び全国大会等への参加については、その内容を精査し、参加効果の高いものに限定する。宿泊を伴う委員の視察研修等については、毎年実施することなく1年以上の間隔を空けて実施すること。
- ③ 視察目的地については、費用対効果を勘案し、できる限り近傍地を選択すること。

(3) 需用費

- ① **消耗品費**については、物品の在庫状況を確認し、最小限の予算要求とすること。また、ファイルの再利用やコピー用紙の裏面利用等を積極的に行うとともに、年度末の「駆け込み消費」等による予算使い切り意識から脱却し、節減意識に切り替えるなどの意識改革に努めること。
- ② **光熱水費**については、全施設において温室効果ガス排出抑制を目標として、省エネルギー対策に最大限の努力を払い、電気、ガス、水道等の使用的抑制に努め、エコオフィスプランの重点目標の実現に向けて、全員が確実かつ継続的に環境配慮活動に取り組むこと。なお、電気の需給契約（自由化部門）の更新及び新規契約時には、特定規模電気事業者（PPS）も含めた上で試算し決定すること。
- ③ **食糧費**については、必要最小限にとどめることとし、職員については、原則自己負担とすること。なお、報酬を伴う委員等に対する食糧費は、会議等が長時間にわたるため、食事の時間が十分に取れない場合など、やむなく継続する会議の場合を除き、原則支出しないものとする。
(10名程度の比較的小規模な会議時の飲料については、エコロジーの観点からも、原則ペットボトルでの提供は廃止し、出席者の持参もしくはお茶等を淹れることによる対応をとること。)
- ④ **印刷製本費**については、安易に外部発注することなく、自前で作成した場合の経費等と比較し、総合的に判断すること。また、ホームページや広報紙を活用し、不要な印刷は控えるとともに、各戸配布にあたっては、全ての住民に周知を要する真に必要なものに限定し、経費の削減を図ること。
※なお、「印刷物に係る外部発注等の見直し・検証について」(平成26年4月11日付け企画経営課長通知 別紙参照)に基づき、27年度各課で外部発注したパンフレット、冊子等の印刷物（成果品1部）を、予算要求提出書類と併せて提出すること。

(4) 役務費

- ① 平成28年度から自治会を通した文書の配布を廃止する方向で調整していることから、今後の周知方法等については、別途通知予定の広報広聴課長事務連絡により対応すること。
なお、これによらず全戸配布等にともなう費用を計上する場合には、その必要額を計上すること。

(5) 委託料

- ① 見積額をそのまま計上するのではなく、事業の必要性、目的等を必ず精査し、必要最小限の範囲に係る経費とすること。
- ② イベント等の委託については、「東海村環境配慮指針」に基づき、環境負荷の低減に努めること。
- ③ 指定管理委託料については、現在の運営実績に十分留意しながらも、経費節減が指定管理者制度導入の主たる目的の一つであることを踏まえ、極力経費節減に努めること。

(6) 扶助費

- ① 過去の実績等を精査し、過大に見積もることのないよう慎重を期すこと。また、執行されていない事業は3年を目途に見直すこと。
- ② 新規の扶助費計上は、後年度負担の一因となるので、将来的な歳出計画を作成し、課内でよく精査すること。
- ③ 村単独事業については、費用対効果の検証を行い、事業の縮小、休廃止を視野に入れた見直しを速やかに進めること。特に、特定の対象者への過大なサービス提供は、受益者以外の村民に不公平感を与えることにもなりかねないため、十分検討すること。

(7) 普通建設事業費

- ① 経常的に行われる工事等については、緊急度及び優先度を考慮し、真に必要な経費のみを要求すること。
- ② 施設整備にあたっては、計画段階から維持管理経費について十分検討し、適正な施設（規模、構造等）とするとともに、財源については、国県支出金等の特定財源の確保に最大限努めること。
- ③ 設計にあたっては、「東海村環境配慮指針」に基づき、再生品の使用や自然環境の保護等、環境への負荷の低減に努め、事業の執行にあたっては、景気対策を考慮し、早期発注に努めること。また、工事の竣工期限については3月15日までとし、次年度に及ぶことのないよう努めること。

(8) 備品購入費

- ① 事前協議により認められたもののみ計上すること。原則として、破損、老朽化等使用に耐えられない物品の買替えなど、特別な事情があるものに限定する。やむを得ず新規で購入する場合は、現有備品の状況や使用頻度等、費用対効果について十分検討すること。
- ② **公用車購入**については、台数削減の観点から更新を基本とし、新規購入は原則認めない。なお、更新にあたっては、低燃費車等の環境に配慮した車両の購入に努めるものとするが、車両の状態等を勘案し、使用できる車両については、引き続き使用すること。また、原則として標準仕様（自賠責及び重

量税等の諸費用を含む)で計上することとし、金額等については、事前に総務課管財・検査担当(車庫)と協議すること。

(9) 負担金・補助金

- ① 村が各種団体の構成員となっているため、経常的に支払っている負担金等については、再度ゼロベースで見直しを図ること。
- ② 行政効果の薄れた団体負担金の削減に努めること。
- ③ ひたちなか・東海広域事務組合負担金(斎場、クリーンセンター、消防)については、金額が確定次第、速やかに企画経営課に連絡すること。
- ④ 「東海村補助金等交付規則」及び「東海村補助金等交付決定基準に関する要綱」に則り、適正な補助額を積算するほか、「補助金等の適正化に関する事務処理要領」に基づき、補助事業の目的、効果等を十分検討し、所要の見直しを図るとともに、運営費補助は、事業補助への転換に努めること。
(なお、現在、「補助金等の適正化に関する事務処理要領」の改定を進めており、今後、改定後の要領に基づく事業見直しを行う予定である。)
- ⑤ 外郭団体に対する補助金のうち、運営経費に係るものは、担当課が必ず査定したうえで要求すること。
- ⑥ 国県補助事業においては、その効果性及び後年度の村負担などを総合的に勘案し判断すること。また、補助が打ち切られた事業(既に打ち切られている事業も含む。)は、基本的に打ち切る方針であることを強く認識したうえで、村単独で継続する必要がある場合には、ゼロベースで事業効果等を再度検討のうえ要求すること。
- ⑦ 事業のスクラップアンドビルトの徹底を図るため、事業期間が設定されていない補助金(細節1902 ※一部除く)については、施策評価等の議論を踏まえ、事業の明確な目標を設定しておくこと。

(10) システム等導入経費

新規のシステム構築や導入、パソコンの購入や賃借を行う際は、「セキュリティ対策基準第35条」の規定に基づき、事前に総務課統計・IT管理担当と協議すること。

また、後年度負担の軽減につながるよう、業務及びシステムの最適化及び経費節減に努めること。

(11) その他

歳出要求の詳細については、「平成28年度予算編成に関する具体的な事項について」(平成27年10月27日付け企画経営課長通知)を参照すること。

4 特別会計及び公営企業会計

(1) 予算要求にあたっては、一般会計に準じて積算するものとし、事業内容及

び他会計との均衡を考慮のうえ、特別会計・公営企業会計の性質上、安易に一般会計からの繰入金等に依存することのないよう、事業計画等の見直しを図り、適切な額を要求すること。

- (2) 公営企業会計における一般会計からの繰入金は、原則、総務省による「平成27年度の地方公営企業繰出金について（通知）」に基づく繰出基準額を上限とすること。
- (3) 国民健康保険事業及び介護保険事業については、引き続き厳しい財政状況であることから、今後の収支状況を見極め、徴収率の向上や単独事業の見直し及び著しい給付費の伸びへの対応策や保険税（料）の見直しを検討し、更なる財政健全化に努めること。
- (4) 後期高齢者医療については、広域連合と情報を共有し、適正な金額を見積もること。
- (5) 区画整理事業については、引き続き早期完了に向けた取組みを進めるとともに、保留地の処分を積極的に進めるなど自主財源の確保に努めること。
- (6) 公共下水道事業については、村の厳しい財政状況を踏まえた上で、一般会計からの繰入金を念頭に置いた現在の予算体系から、歳入予算に見合った歳出予算への転換を図ること。加えて、現在の財政状況に即した事業計画に見直すとともに、使用料の見直しを検討すること。
- (7) 水道事業においては、独立採算性を念頭に、長期計画により源水の確保、施設の改修・整備、経営効率の向上に努め、隨時、計画の見直しや経営分析を行うとともに、消費税引き上げを踏まえた料金の見直しを行うなど、早急に財源を確保して経営健全化の推進を図ること。
- (8) 病院事業においては、事業収益、事業費用について的確に見積もること。特に、機器の更新工事等は計画的に行い、年度間の平準化を図ること。